



広報

よいた

1月 No. 319

(平成5年1月10日)



新年明けまして
おめでとうございます

新しい年を迎えるにあたり、町民の皆様のご多幸と
ご健康をお祈り申し上げます。
今年も「広報よいた」をよろしくお願い
致します。

平成5年元旦

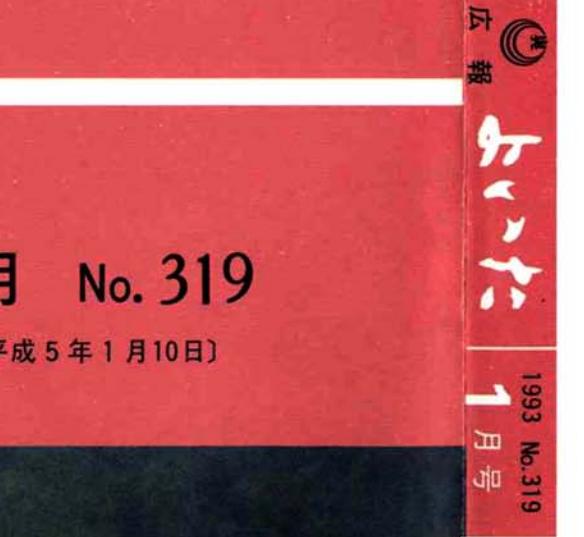
▶ 今月のページ ◀

新年のごあいさつ 2~3

12月定例議会 4~7

「心の教育」を話し合う 8

まちの話題 12~13



広報

よいた

1993 No. 319
1月号

■発行／与板町(代表者 与板町長平澤良一郎) ■電話 (0258) 72-3100 ■編集／与板町広報編集委員会



坂口 隼士くん
《馬場丁》坂口文芳さんの長男

わが家の
よいた

よいた

みなさん、あけましておめでとさんです。

僕“こうし”です。初めてのお正月を元気で過ごしています。この2月13日で満1歳になり、毎日つたい歩きで家中をぐるぐると動き回っています。テレビのリモコンを片手に持ち、カシャカシャと操作して楽しんだり、ちょうどちんを持ち“ワッショイ、ワッショイ”と腕を動かすことが好きで、もう何個もちょうどちんを壊したよ。

僕の得意技は、「いい顔！」とみんなから言われると、ひょっこ顔になるんだよ。

晴れた日は外で、あんよあんよしているので、一度見かけたら声をかけて下さい。お友達になりましたよ!!

①個人住民税の申告義務について
個人の住民税は与板町が税額を計算し、これを納税者に通知していますが、与板町が適正課税を行うために納税者から申告をしなければならない人

②申告をしないでいる人
与板町内に住所のある人は原則として申告書を提出しなければなりません。但し、所得税の確定申告された人や次の(7)に該当する人は申告の必要はありません。

(7)前年中に所得がなかった人。

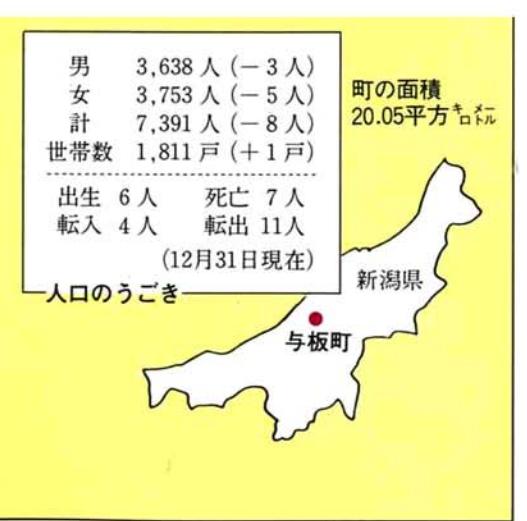
みの人は給与の支払者から給与支払報告書が提出されますので、申告する必要はないことになります。但し、前年に災害を受けたことによる雑損控除、自分や家族が病気にかかることによる医療費控除又は住所地の県の共同募金会に対し寄附を行ったことによる寄附金控除を受けようとする人は、そのための申告書を提出して下さい。

▼新年明けましておめでとうございます。
本年も「広報よいた」を昨年以上によろしくお願ひ申上げます。
▼元旦に放送されました「乳の虎」—良寛ひとり遊び—ご家族皆さんでご覧になられたでしょうか。
▼十二月定例会・一般質問の内容をお知らせします。
▼今年もまた雪のない穏やかな正月を迎えることができました。今年も昨年以上に良い年でありたいものです。

税金まとめ知識

(1) 前年中の所得が給与所得の例で定める金額以下の人は(但し、町で確認する必要がある)ので、申告書を提出して下さい。

編集室





与板町議會議長
山崎忠彌

A black and white portrait of Yamada Toshio, a middle-aged man with dark hair, wearing a dark suit, a white shirt, and a patterned tie. He is looking slightly to his left with a neutral expression. To the right of the portrait, the text reads "与板町議会議長" (Chairman of the Board of Education) above his name.

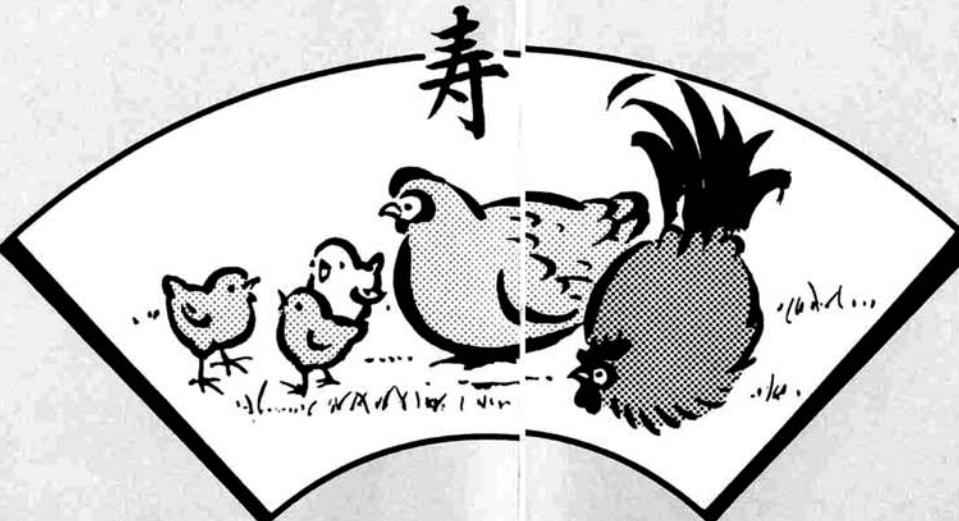
町政の進展に期待して

町政の進展

期待

され、又、空缶等
捨い等の町の美化に
も努力され
ました。町づくり
とは、そこに
住む町民一人ひとりが参加して
初めて可能なことです。
迎えます平成五年度は、景気
回復の流れ込みで税収が大きくなり
落ち込む見通しであり、町の敗
政は厳しい状況になると思われ
ます。この様な状況の中ではあります
が、引き続き下水道工事の確立を
推進を始め、生活基盤の確立を

を確立する年にいたしたいと念じております。どうぞ今年もよろしくご支援とご協力を賜りま
す様お願いいたしますと共に、町民皆様のご健勝とご多幸を祈念申し上げまして、新年の挨拶と致します。



年頭のごあいさつ



与板町長
平澤甚九郎

ますが、ここ数年、地球の温暖化が学問的にも指摘され、少雪の年が続き、穏やかな新年を迎えることができたことを心から喜こんでおります。

昨年は八月に台風第十号の襲来はありましたが、当町には大きな被害もなく、平穀の中に一年を終了させて頂きました。

国内外の政治・経済は激動を
続け、国県をはじめ、町の財政
見通しも引き続き極めて厳しい
状況に直面しております。

しかし、この様な状況を充分
考慮に入れながらも、与板町基
本計画を基本とし、計画的に重
点施策を進めて参る所存であります。

も七月開所を目指して順調に工事を進めさせて頂いております。高令化時代に対応し、更に幅広く町民の皆様の健康・福祉とコミュニケーションニティ増進の拠点となることと確信致しております。

をあげて、個性ある豊かで安心して住める町づくりに取り組んで参りたいと存じます。議会をはじめ、町民の皆様の旧に倍するご協力を重ねてお願ひ申し上げますと共に、町民の皆様のご健康を心からお祈り申しあげまして新年のご挨拶と致します。

町政の発展に

確かな歩みを

町民の皆様、新年明けまして
おめでとうございます。
平成五年の年頭にあたり、謹
んでご挨拶を申し上げます。皆
様には希望にあふれる新年を迎
えられ、ますますのご健勝とご
繁栄を心からお慶び申し上げま
す。

お陰様で、下水道事業をはじめ、道路や河川の改良・消雪パープの布設等、生活の基盤となる環境整備事業も予定した仕事がほとんど順調に進みましたことは、国・県・町議会議員をはじめ、町民の皆様の温かいご支援とご協力の賜と衷心感謝申し上げます。

昭和六十年度より工事を進めて参りました下水道工事も、ようやく本年秋頃には、一部供用開始を予定致しております。この事業は、町民の皆様の多大なご協力によるものであり、衷心感謝申し上げます。

での全工区が販売される予定になつております。尚、この地域には、企業で働く従業員の方々を対象とした雇用促進住宅の建設も予定しております。

町議会十一月定例会

平成四年第四回定例議会が十一月二十一日から二十二日までの二日間の会期で開催され、慎重な審議の結果、いざれも原案どおり議決されました。



可決された議案

■報告第六号

寄付採納について

・金百万円

(与板町社会福祉事業のため)

■議案第六十三号

三島郡清掃センター組合規約の一部を変更する規約について

■議案第六十四号

字の変更について
与板町の休日を定める条例の一部を改正する条例について

■議案第六十五号

与板町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

■議案第六十九号

工事請負契約事項中変更について
与板町職員の勤務時間に関する条例の一部を改正する条例について

■議案第七十号

与板町職員の勤務時間に関する条例の一部を改正する条例について
平成四年度与板町一般会計補正予算(第一号)

■議案第七十二号

平成四年度与板町下水道事業特別会計補正予算(第三号)

■議案第七十七号

佐川疑惑の解明と政治改革を求める決議について
平成四年度与板町国民健康保険事業特別会計補正予算(第一号)

■議案第七十六号

昭和六十一年度着工以来、町第四次土地改良長期計画の策定に関する意見書の提出について

■議案第十号

発議第十一号
佐川疑惑の解明と政治改革を求める決議について
平成四年度与板町国民健康保険事業特別会計補正予算(第一号)

■議案第六十八号

平成四年度与板町一般会計補正予算(第一号)

■議案第七十号

平成四年度与板町一般会計補正予算(第一号)

■議案第七十一号

正予算(第五号)

■議案第七十二号

平成四年度与板町国民健康保険事業特別会計補正予算(第一号)

■議案第七十三号

平成四年度与板町下水道事業特別会計補正予算(第一号)

■議案第七十四号

平成四年度与板町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

■議案第七十五号

与板町職員の勤務時間に関する条例の一部を改正する条例について

■議案第七十六号

与板町職員の勤務時間に関する条例の一部を改正する条例について

■議案第七十七号

与板町職員の勤務時間に関する条例の一部を改正する条例について

■議案第七十八号

与板町職員の勤務時間に関する条例の一部を改正する条例について

■議案第七十九号

与板町職員の勤務時間に関する条例の一部を改正する条例について

■議案第八十号

与板町職員の勤務時間に関する条例の一部を改正する条例について

■議案第八十一号

与板町職員の勤務時間に関する条例の一部を改正する条例について

■議案第八十二号

与板町職員の勤務時間に関する条例の一部を改正する条例について

■議案第八十三号

与板町職員の勤務時間に関する条例の一部を改正する条例について

■議案第八十四号

与板町職員の勤務時間に関する条例の一部を改正する条例について

■議案第八十五号

与板町職員の勤務時間に関する条例の一部を改正する条例について

■議案第八十六号

与板町職員の勤務時間に関する条例の一部を改正する条例について

■議案第八十七号

与板町職員の勤務時間に関する条例の一部を改正する条例について

■議案第八十八号

与板町職員の勤務時間に関する条例の一部を改正する条例について

■議案第八十九号

与板町職員の勤務時間に関する条例の一部を改正する条例について

■議案第九十号

与板町職員の勤務時間に関する条例の一部を改正する条例について

■議案第九十一号

与板町職員の勤務時間に関する条例の一部を改正する条例について

■議案第九十二号

与板町職員の勤務時間に関する条例の一部を改正する条例について

■議案第九十三号

与板町職員の勤務時間に関する条例の一部を改正する条例について

■議案第九十四号

与板町職員の勤務時間に関する条例の一部を改正する条例について

■議案第九十五号

与板町職員の勤務時間に関する条例の一部を改正する条例について

■議案第九十六号

与板町職員の勤務時間に関する条例の一部を改正する条例について

いる事を考へてゐる。講習会・試験を行い、資格登録を受けた後に指定工事店の申請、指定となり、これらを八月上旬迄に終了したいと考えてゐる。現在、水道業者は四~五店あるが、管工事をやれる業者及び建設業者の中でも体制が整えられる業者を含めると十二~十三店位になるのではないかと考えてゐる。

②十七に及ぶ関係町内があり、説明会を八月下旬から始め、九月上旬迄と考えてゐる。

③下水道法によれば、水洗便所の改修義務は原則として、供用開始して三年以内に実施すべきと定められており、近郷ではこの制度が長岡・越路・三島で実施されている。当町でも貸付対象の範囲を水洗化工事に附隨する排水設備工事とし、利子補給制度を設け、PRを行う事により、水洗化に関する町民の認識を高めて参りたいと思う。

④供用開始となると、従来の仕事の外に維持管理業務が必要となつて来る。職員で対応するもの、又、業務委託で対応しなければならないもの等を精査して参りたい。尚、会計についても現段階では特別会計で進めて参りたいと考えてゐる。

●屋台会館について

高橋比良夫議員

ふるさと創生の一つの柱とはいえ、花組町内の拒否反応・義務意識の低下という事を考え合

現段階では建設課内で対応してもればならないもの等を精査して参りたい。尚、会計についても現段階では特別会計で進めて参りたいと考えてゐる。

●屋台会館について

高橋比良夫議員

ふるさと創生の一つの柱とは

いえ、花組町内の拒否反応・義

務意識の低下という事を考え合

現段階では建設課内で対応しなければならないもの等を精査して参りたい。尚、会計についても現段階では特別会計で進めて参りたいと考えてゐる。

●屋台会

「心の教育」を語り合う

12月3日(木)、与板中学校を会場にして「与板町心の教育推進会議」との共催で開催されました。町内・町外から学校、P.T.A.、地域等の関係者約五五〇名の参加のもと、「進めよう地域

ぐるみの心の教育」をテーマに、熱心に話し合がなされました。この日は午前中、小学校と中学校で道徳の授業を公開し、県の道徳教育振興会議の委員の方々、保護者の方々から授業を参考していただきました。



与板町に定住し働く

若いあなたを支援します

若い人が、与板町に住み、町内の職場で働く事を願い、このような方に対しても与板町では就職促進奨励金をおあげしております。

申請・問い合わせ先

対象となる方は、所定の申請書に記入のうえ、役場産業課まで提出下さい。詳しいことは、**七二一三一〇内線二三三三へおたずね下さい。**

〈就職促進奨励金とは……〉

一、対象者の条件
ア、与板町内の対象事業所
(製造業、卸・小売業、建設業、サービス業、運輸業)
に勤務の者

イ、与板町に住所のある者
ウ、学卒者、採用時満30才未満で、採用されてから1ヶ年以上雇用され、今後も継続できる状況にあること
オ、奨励金は1人1回限りとす

二、学卒者 二四〇〇円
中・高・大学・各種学校・職業訓練所の新卒者等で町長が認めた者

三、帰町就職者 一六〇〇円
与板町の人が町外に転出後、再び与板町に転入し住民として届け出た日から1年以内に對象事業所に就職した者

四、転入就職者 二〇〇〇円
与板町外に住所のある人が、与板町に転入し、住民として届け出た日から1年以内に對象事業所に就職した者

五、在町就職者 八〇〇〇円
与板町の人で、町外に就職していた人が退職の日から1年以内に對象事業所に就職した者

六、奨励金交付の実施期間
平成3年4月1日～
平成6年3月31日

三、帰町就職者 一六〇〇円
与板町の人が町外に転出後、再び与板町に転入し住民として届け出た日から1年以内に對象事業所に就職した者

四、転入就職者 二〇〇〇円
与板町外に住所のある人が、与板町に転入し、住民として届け出た日から1年以内に對象事業所に就職した者

五、在町就職者 八〇〇〇円
与板町の人で、町外に就職した者が退職の日から1年以内に對象事業所に就職した者

六、奨励金交付の実施期間
平成3年4月1日～
平成6年3月31日

与板町就職促進奨励金の支給を受けて



笠原幸子さん
(葛都)



佐野朝子さん
(水道町)

*現在お勤めの会社は
与板大丸有限会社
*勤務された年月日
平成3年9月2日
昭和61年6月1日
平成3年7月21日
昭和61年6月1日
平成2年11月17日

*奨励金の支給を受けての感想
以前は長岡の会社に務めていましたが、子供が産まれ朝はなかなかと忙しく、通勤時間がかかるため地元の与板に就職口があればと思っていました。友達の紹介で今この会社に就職しました。通勤時間もかかりますが、今まででは与板に住みながら町のことはなにも知らなかつたのですが、事務をしているため、銀行、役場、町内で買い物などで、町の人とのふれあいがあり、地元に就職してとてもよかったです。

*現在お勤めの会社は
東電機器株式会社
*勤務された年月日
平成3年7月21日
昭和61年6月1日
平成2年11月17日

*奨励金を受けての感想
こんな制度があることは、ぜんぜん知らなかつた。でも、とても良い事だと思います。私がけでなく、他の人で、まだ私のように知らない人がいました。教えてあげたいです。与板町内の人達が集まり、まだ与板の事を知らない人達と会話をする機会を広げると良いと思います。

*現在お勤めの会社は
東電機器株式会社
*勤務された年月日
平成3年7月21日
昭和61年6月1日
平成2年11月17日

*奨励金を受けての感想
こんな制度があることは、ぜんぜん知らなかつた。でも、とても良い事だと思います。私がけでなく、他の人で、まだ私のように知らない人がいました。教えてあげたいです。与板町内の大変よい制度だと思います。

*現在お勤めの会社は
東電機器株式会社
*勤務された年月日
平成3年7月21日
昭和61年6月1日
平成2年11月17日

新 民生委員・児童委員を紹介します

12月1日付けで任期満了に伴う

民生委員・児童委員の改選により、次の方々が厚生大臣の委嘱を受けられ就任されました。

任期は、平成4年12月1日から平成7年11月30日までの3年間です。

民生委員は、児童委員も兼ねており、生活保護、老人、身障者、母子、精薄者等の福祉問題全般の良き相談役として幅広い活動を行っています。

生活上などでお困りの時は、地区担当民生委員にご相談下さい。

ここに、就任された方々のご紹介にあわせて、抱負などをコメントいただきました。

また、退任されました次の2名の方々には、地域福祉向上のためご尽力され、大変ご苦労さまでした。

紹介にあわせて、抱負などをコメントいただきました。

名の方々には、地域福祉向上のためご尽力され、大変ご苦労さまでした。

民生委員と言う、大役を震え乍らお引き受けして、六年が過ぎました。此の間私は何をしてきたのだろうと振り返つて見る。

此れと言つた足跡も残つて居ない様な気がする。申し訳無く思ひます。

相談に見えられる方の立場になり、他人様の痛み、辛さの解消に少しでも近づき度いと感じ乍らが此の福祉の仕事のお手伝いをさせて頂き度いと思ひます。

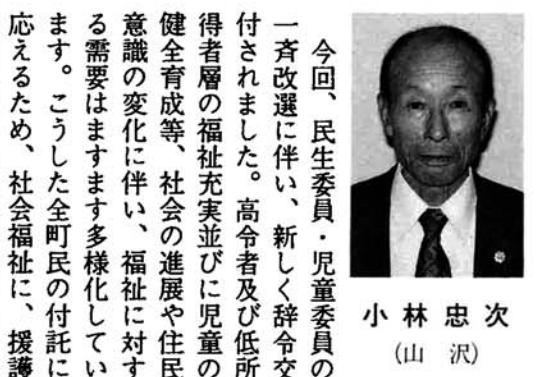
勉強中…初めての仕事で戸惑いがありますが、これから仕事一つ一つが勉強になります。県の研修会で勉強した事や、ベテラン委員の皆さんをお手本にして少しでも早く馴れて、皆さんはお役に立ちたいと思って居ります。どうぞお気軽に話かけて下さい。

民生委員・児童委員に任命されるたびに、身のひきしまる思いがいたします。自分なりに少しだけお役に立つことができるよう精一杯働かせていただきます。地域や家庭内における児童の問題についてのご相談にもご協力申し上げたいとおもいます。よろしく御願いいたします。

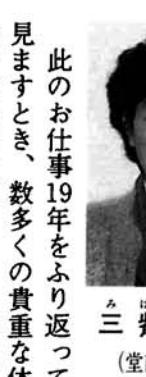
世界でも有数の長寿国となりました。地域や家庭内における児童の問題についてのご相談にもご協力申し上げたいとおもいます。よろしく御願いいたします。



須藤キヨ子
(稻荷町)



私達の願い長寿が現実となつても、長寿を喜べない社会に身をおくとき、「ハンディのある人が、生きづらい社会は、ハンディのない人も生きづらい」この言葉を思い出します。この言葉を念頭におきながら、諸先輩の方々の数の中に入れたいだければ、と思つております。



精進いたします。
(敬称略)

これからも微力ながら任務を全うできるよう努力したいと思つております。いろいろな福祉施策を有効に活用できるよう、小さな事でもお気軽にお相談下さい。

担当が変つても、お気軽に世間話をしにでもお寄り下さい。

与板町民生委員・児童委員名簿

(敬称略)

番号	町内名	氏名	TEL	担当地区
1	楳原	籠宅公司	72-3771	楳原
2	山沢	小林忠次	72-3670	山沢、倉谷
3	柳之町	山田信次	72-2555	柳之町、提下
4	横町	内藤キヨ	72-2902	横町、蔵小路
5	上町	田村嘉朗	72-2124	上町、安永
6	中町	久住良三	72-2118	船戸、中町、中川岸
7	堂前中島町	三觜トシ	72-3269	堂前中島、水道町、五軒町
8	南新町	久保喜久治	72-2113	南新町、北新町、下横町、馬場丁
9	稻荷町	須藤キヨ	72-2084	稻荷町、原、下丁
10	泉丁	稻垣良治	72-2306	泉丁、長丁
11	本与板	石黒泰イ	72-3557	兜巾堂、本与板
12	滝谷	丸山政雄	72-4358	本与板、塩之入、滝谷、当之浦
13	馬越	長澤璞	72-4384	馬越、岩方
14	広野	長谷川久雄	72-3654	中田、吉津、広野
15	薦都	内藤イミ	72-3615	南中、薦都



丸山政雄
(滝谷)



石黒泰イ
(本与板)



稻垣良治
(泉丁)



長澤璞
(馬越)



歳末慰問の一コマ



長谷川久雄
(広野)



世界でも有数の長寿国となりました。地域や家庭内における児童の問題についてのご相談にもご協力申し上げたいとおもいます。よろしく御願いいたします。



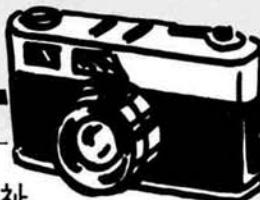
長澤璞
(馬越)



内藤イミ
(薦都)

この度の一斉改選により、再度私ごと等もかかりみず、福祉重要件数過多の社会現状であります中、非才と経験浅く、任をお受け致した次第です。今後ともより以上のご指導を賜りながら、心の豊かさと健康の大切さ致します。よろしくお願い申します。

この度の一斉改選により、再度私ごと等もかかりみず、福祉重要件数過多の社会現状であります中、非才と経験浅く、任をお受け致した次第です。今後ともより以上のご指導を賜りながら、心の豊かさと健康の大切さ致します。よろしくお願い申します。



福祉活動で施設へ寄付金 ～与板中学校生徒会～



与板中学校生徒会では、社会福祉研究普及校の指定3年目の今年も、廃品回収や薬草採集、文化祭でのコインズセールなどの活動を行いました。そして、昨年に引き続きその収益金を「グリーンヒル与板」と「コロニーにいがた白岩の里」へ寄付して下さいと、12月7日に生徒会の代表の方が役場を訪問されました。

二施設とは昨年の演劇「夕鶴」の上演訪問などで交流を持つようになったものです。生徒会の皆さん、これからも頑張って下さい。



受賞おめでとうございました

民生委員・児童委員として、多年にわたり地域の福祉向上に尽力された功績により、石黒泰イさん（本与板）と、内藤イミさん（篠都）が全国民生委員・児童委員協議会長より表彰されました。

大変おめでとうございました。



サンタがホームにやってきました！?

勤労青少年ホームクリスマスパーティー

12月19日㈯、ホーム体育室において、「92勤労青少年ホームクリスマスマスパーティー」が開催されました。今年は、液晶ビジョンを使つたインターネットでカラオケゲームやウルトラクイズなどで大いに盛り上がり、あつという間に時間が過ぎたようでした。

また、今回はサンタクロースの特別参加もあり、サンタさんから参加者全員へすばらしいプレゼントが渡され、とても楽しいひとときを過ごした一日でした。



一緒に詩吟をやってみませんか！

道具もいらない、相手がなくてもできる「誰にもいいくをかけずに一人でやれる。しかも字が覚えられ、腹から声を出すので、健康に大変よい。こんなに楽しい『趣味』は、他にありません。どうぞ、仲間に入つて下さい。初めての人、遠くまで出かけるのにおつくうの人、三人でも四人でもグループができたらお気軽に電話下さい。

連絡先（詩吟・杜陽会）
水道町 小川 貫一 ☎ 三一五五
馬場丁 村奈 昇 ☎ 三一三六
安永 坂田 進 ☎ 三一三九
吉荒富士男 ☎ 三一四四

看護婦になりたい
私は、将来の夢はたくさんあります。そのため看護婦になりたいと思っています。



武石智子さん
（脇川新田町）

与板中学校2年B組

大せんげん

それは私が病院に行つた時、病室におじいさんやおばあさんがいて、一人ぼつちでいるのを見てとてもかわいそうになってしまったことからでした。だから私の親切が相手に通じれば、きっとおじいさんたちが満足すると思います。そして、みんなに信頼される看護婦になりたいと希望しています。この目的のため、これから一生懸命がんばります。

皆さんご協力 ありがとうございました 町民体育館 年末大清掃



12月20日㈯、町民体育館と青少年ホームの利用者約200名による、恒例の年末大清掃が開催されました。毎年恒例ということもあって、参加された方は慣れた手つきで“すすはらい”や“ガラス磨き”を中心に一年間のはこりを落としていました。

寒い中、たくさんの方のご協力ありがとうございました。本年もたくさんご利用をお待ちしております。



一年間ご苦労様でした 町内対抗反省会 スポーツ大会

本年度の町内対抗スポーツ大会も11月29日の“インディアカ”で幕を閉じました。ディスクゴルフ、ソフトボール、ドッジボール、インディアカと4種目行いましたが、珍プレーや好プレーなど多数続出し、非常に盛り上がった一年となりました。なお、大会運営にご協力いただきました町内の役員の方々に御礼申し上げます。

年間表彰
優勝 馬場丁町内
2位 横原町内
3位 南新町町内
△ 本与板町内
△ 広野町内
△ 全種目出場9町内



中島郁子さん 吉野彩子さん

与板町健康福祉センターの名称は
「志保の里荘」
に決まりました



11月号で公募致しました健康福祉センターの名称は、選考委員により協議の結果、次のように決まりました。

*与板町健康福祉センター
「志保の里荘」

名称の決定、採用理由につきましては、所在地の字名と良寛の歌より寄せられた岩方・高野正俊様の名称を採用させて頂きました。大変ありがとうございました。

おめでとうございました
受賞

優良賞 中島郁子さん
(与板中学校3年・堂前中島町)

秀賞 吉野彩子さん
(与板中学校3年・北新町)

平成4年度全国中学生人権作文コンテスト新潟県大会において、与板中学校から2名の方が擁護委員連合会長から表彰されました。

応募総数一四、〇五五編の中から、吉野彩子さんの「人権は豊かな心」が優秀賞8編に、中島郁子さんの「本当の気持ちをわかること」が優良賞26編に選ばれたのです。大変おめでとうございました。

僕は将来どういう職業についてみたいか、ということは考えていません。家を継ぐとか公務員にならうか。時代も反省しますが、なかなか実行に移せません。努力すればきっと自分の将来を切り開くことができると思います。これから少し勉強をして、精神的にも向上させたいと思います。



中野岳大くん
(馬場町)

与板中学校2年A組

お知らせ

【1月】

日	月	火	水	木	金	土
●	●	●	●	●	1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24/ 31	25	26	27	28	29	30

第2土曜
閉庁

第4土曜
閉庁

心配ごと相談員に 籠宅公司さん

この度、約10年間心配ごと相談員を務められた中田の高木省一さんが、任期満了となり退任されました。長い間大変ご苦労様でした。

高木さんの後任として、楳原の籠宅公司さんが去る12月1日付けで町社会福祉協議会長から委嘱されました。今後の活躍をお祈りいたします。

心配ごと相談所は、毎週火曜日の午後1時半から役場の男子厚生室で開設しており、心配ごとや悩みごとのある方ならどなたでも相談に応じます。また、相談は無料で秘密は守られますので、気軽にご利用ください。

なお、籠宅さんのほかに小林忠次さん(山沢)、石黒泰イさん(本与板)、三脇トシさん(堂前中島町)も委嘱されております。

住宅金融公庫財形住宅融資のご案内

1. 受付期間
平成5年3月19日(金)まで

2. 申込資格
財形貯蓄(一般財形貯蓄・財

形年金貯蓄・財形住宅貯蓄)を1年以上行い、その貯蓄残高が50万円以上ある方

3. 金利

当初金利を年4.55%とする変動金利(中小企業労働者融資額670万円までの金利。その他の場合の金利は4.81%)

4. 融資額

一般財形貯蓄・財形年金貯蓄・財形住宅貯蓄の合計の残高の10倍までの額(最高4,000万円まで)

5. 返済期間

新築木造住宅の場合……25年

*なお、財形住宅融資は住宅金融公庫のマイホーム新築融資などと併せて利用できます。

*問い合わせ先

住宅金融公庫北関東支店

サービス相談室

TEL 0272-32-6656

高齢者ニーズ調査の実施について調査員にご協力を!

本格的な高齢化社会の到来をふまえて、老人に対する保健・福祉サービスの一体的提供を図ることを目的とした“老人保健福祉計画”を策定することが求められています。町では、計画策定のために高齢者の現状や福祉サービス等の要望を次により調査することになりました。

対象となるご家庭には、後日調査員が伺いますので、ご協力をお願いいたします。

1. 調査期間

1月13日から1月末日まで

2. 調査区域及び対象者

全町内的一般高齢者(平成5年1月1日現在で65歳以上の方)及び寝たきり等要介護老人

3. 調査方法

調査員が対象世帯を訪問し、調査票の説明をします。記入して頂いたものを後日回収に伺います。

4. 調査員

・与板町民生委員及び保健婦
・与板町保健推進委員(一部食生活改善推進員含む)

募金活動へご協力 大変ありがとうございました

昨年10月1日から3ヶ月間にわたり実施しました共同募金運動には、町民の皆様をはじめ、法人各企業、学校等の方々から温かいご理解とご協力により目標額を上回る多くの募金が寄せられました。心から厚くお礼申し上げます。

◎赤い羽根共同募金

・町内募金 1,331,300円
・バッジ募金 52,533円

・学校募金 125,713円

・法人募金 461,000円

この共同募金は、県内の福祉施設の整備、民間福祉団体の活動費や町社協に配分され、平成5年度の事業費に活用されます。

◎歳末たすけあい募金

・封筒募金 868,897円

・与板町保護司会様 50,000円

・与板日曜学校様 13,067円

・与板町民生委員児童委員様 15,000円

・企業募金 40,000円

この歳末たすけあい募金は、ねたきり老人、心身障害者、長期入院者、施設入所者など290名の方々へ歳末見舞金としてお贈りさせて頂きました。

戦後強制抑留者の皆様へ 請求はお済みですか

戦後、旧ソ連邦またはモンゴル国の地域に強制抑留された方、またはそのご遺族に、内閣総理大臣名の慰労品(書状・銀杯)を贈呈しております。このうち、年金恩給や公務員の共済年金などを受給されていない方には、併せて慰労金10万円が支給されます。

請求期限が平成5年3月31日まで迫っていますので、お早めにご請求ください。

・請求・お問い合わせ先 平和祈念事業特別基金業務第2課
東京都文京区大塚5-3-13

TEL 03-3945-4703-4707

請求書類は与板町役場住民課社会福祉係に置いてあります。

あたたかいご寄付 ありがとうございました

町社会福祉事業に役立てて下さいと、次の方々よりご寄付を頂きました。大変ありがとうございました。

・金 1,000,000円

(泉丁) 石黒啓治郎様

(泉丁) 石黒 久子様

・金 100,000円

与板町町民親善ゴルフ大会
実行委員会
代表 石丸 雄司様

与板町社会福祉協議会へ、次のとおりご寄付を頂きました。大変ありがとうございました。

・金 200,000円

(株)遊馬工務店様

・金 7,000円

(北新町) 片岡 ウラ様

・金 10,725円

(馬場丁) 八子 ミヨ様

・金 10,000円

匿名様

今年春の叙勲に際し、横町の碓氷金三郎さんが勲六等瑞宝章を受賞されました。その記念にと、自作の「やりがんな」をご寄付いただきました。大変ありがとうございました。

4. 授業料 5,000円(1ヶ月)

5. 登・降園の時間

〈登園〉午前8時30分～9時の間

〈降園〉午後3時30分

(土曜日は午前11時30分)

6. 申請用紙について

申請用紙は、当該児童の世帯へ郵送しましたので、必要事項を記入の上提出して下さい。なお、郵送もれや御不明な点がありましたら、教育委員会へおたずね下さい。

TEL 72-3945・72-3528

New Year Cocktail Party に参加しませんか

1月23日、ホテルニューオオタニ長岡で、三島・古志郡商工会青年部主催の“New Year Cocktail Party”を開催します。豪華な料理と楽しさいっぱいのゲームで新しい出逢の場を提供します。応募方法は次のとおりです。

1. 日 時

平成5年1月23日(土) PM6:00～

2. 場 所

ホテルニューオオタニ長岡

3. 主 催

北斗俱楽部

4. 後 援

三島・古志郡町村会

三島・古志郡商工会青年部

冬道の安全走行に つとめましょう

1月は、スリップ事故等、冬期間特有の交通事故が多発する傾向にあります。

《話し合いのポイント》

=家庭では=

◎自家用車のバッテリー、不凍液などの点検は特に念入りに実施し、スタッドレスタイヤなどのはきかえは、降雪の前に行いましょう。

=歩行者=

◎雪道を歩行中、足を滑らせ転倒して車にひかれる事故があります。雪道の歩行に注意しましょう。

=ドライバーは=

◎雪道は滑りやすい、という事を認識して安全速度で走行しましょう。

◎冬の積雪・凍結道路でのタイヤと路面との摩擦は、乾燥した路面と比べると極端に小さくなり、制動距離は確実に長くなります。ひかえめなスピードでゆとりのあるブレーキングに心がけましょう。

◎歩行者の脇を通る際は十分な間隔を取り、速度を落としましょう。

◎冬道では急ブレーキ・急加速・急ハンドルなどの急のつく運転はスリップ事故や尻振りなどの原因となり非常に危険です。このような操作をしなくてすむよう、ゆとりのある運転を心がけましょう。

◎地域や道路によって積雪や路面状況が異なります。万一に備え、タイヤチェーンやスコップなどを携行し、早目のチェーンの着装に心がけましょう。

国民年金は20歳以上60歳未満の方が強制加入です

「年金」とは遠い将来のことでも実感のない言葉なのかもしれません。しかしいくら若くても老後は必ず訪れます。また長い人生では障害者になったり、働き手が死亡するなどの不幸が起ることもあります。そんなときの備えとして、国の責任で国民年金制度があります。「20歳以上になっているが、なんの年金にも加入していない」というような人はおりませんか。

一年に1回ぐらいは、自分はどんな年金制度に加入しているか確認してみましょう。

町民税(第4期) 国民健康保険税 (10期1月分)

・納期限は……

2月1日です

納税は安全・確実な振替納税